

千代田区まちの記憶保存プレート
募集要領
(令和元年度版)

千代田区 コミュニティ総務課

目次

1	まちの記憶保存プレートとは？	1
2	どのような人が応募できるのか？	1
3	どのような場所に設置できるのか？	1
4	プレートの規格や色は？	2
5	今現在、何基設置されているの？	3
6	どのようなテーマで応募できるのか？	4
7	応募から設置までの流れは？	5
8	応募に必要な書類は？	6
9	いつ応募できるの？いつ頃設置できるの？	7
10	設置後は具体的に何をすれば良いの？ 所有権はどうなるの？	7
11	その他維持管理等に関する取り決めはどうなっているの？	8
12	問い合わせ先は？	9
	記載例・記載要領.....	10

1 まちの記憶保存プレートとは？

江戸・東京の中心地である千代田区は、江戸開府以来、さまざまな歴史の舞台となり、また多士済々な人物たちが行き交う町として発展を遂げてきました。

“まちの記憶保存プレート”は、この千代田の地に刻まれた出来事やこの地にまつわる人物など、歴史に残されたさまざまな足跡をプレートに置き換えて、後世へと伝えていくとともに、地域の人々や来訪者が、その地に刻まれた歴史に思いを向けるきっかけづくりとしていく事業です。

地域からの応募をもとに、歴史的な出来事の舞台になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地等に区が“まちの記憶保存プレート”を設置します。

2 どのような人が応募できるのか？

区内にお住まいの方、区内にある企業、区内にある学校（大学含む）等で、歴史的な出来事になった場所や歴史上の人物が生まれ育った民地等の土地または建物所有者（以下「土地所有者等」という）が応募できます。

また、上記に該当しない方でも**土地所有者等に設置の許可が取れる場合**には応募できます。

3 どのような場所に設置できるのか？

設置場所については、一般の通行人が容易に視認できる場所に設置する必要があります。

また、設置方法については、下記の2パターンあります。



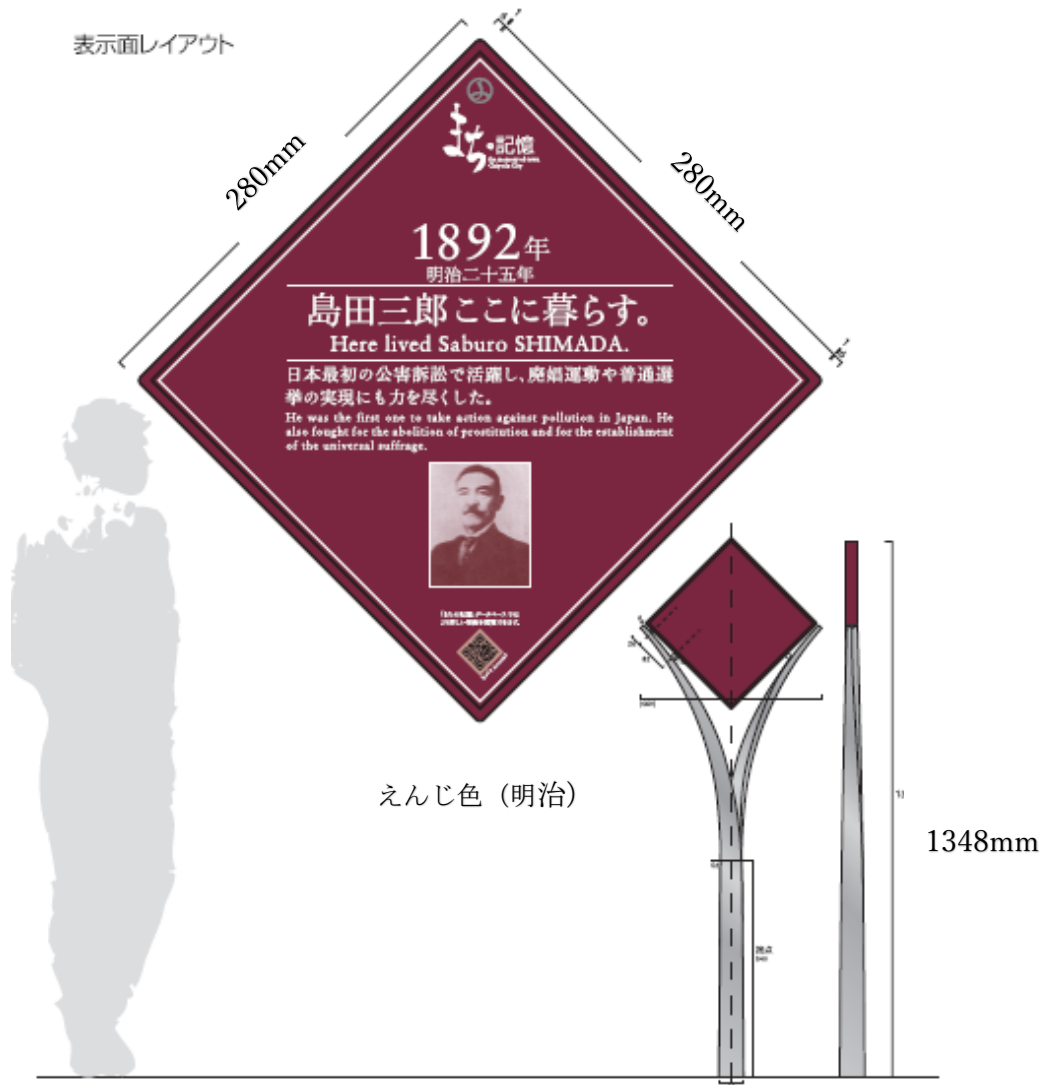
自立型



壁掛け型

4 プレートの規格や色は？

表示面のサイズや自立型の場合の高さは次のとおりです。



色については、プレートの記載内容の時代毎に、上記の「えんじ色」を含めた4種類を用意しています。



5 今現在、何基設置されているの？

今現在、区内各所に 22 基設置されております。

	テーマ	設置場所
1	明治女学校跡	六番町 3 番地 1 グランフォルム 六番町植え込み
2	銭湯に初のペンキ絵	神田猿楽町二丁目 7 番 1 号 東雄ビル壁面
3	島崎藤村旧居跡	六番町 13 番地 10
4	高浜虚子俳誌「ホトギス」を発行	神田神保町一丁目 4 番地 クロサワビル
5	小栗上野介ここに生まれる	神田駿河台一丁目 8 番地 東京 YWCA 会館
6	黒田清輝ここに住む	平河町二丁目 6 番 3 号 都道府県会館
7	泉鏡花旧居跡	六番町 5 番地
8	網野菊旧居跡	四番町 1 番地 四番町図書館
9	江戸城築城	一ツ橋一丁目 1 番先 東京都所有の小公園
10	日本本土市街地への空襲が始まる	内神田一丁目と大手町一丁目にかかる 鎌倉橋橋詰
11	有島武郎・有島生馬・里見弴旧居跡	六番町 3 番地 ベルテ六番町
12	菊池寛旧居跡	六番町 3 番地 ベルテ六番町
13	島田三郎ここに暮らす	四番町 2 番地 6
14	川喜田半泥子旧居跡	一番町 20 番地 5
15	与謝野鉄幹・晶子旧居跡	四番町 9 番地 2 セントラルレジデンス四番町シティハウス
16	串田孫一旧居跡	一番町 20 番地 1 ホームットカメラア
17	大橋図書館跡	三番町 22 番地 東京家政学院
18	『明星』発祥の地	三番町 22 番地 東京家政学院
19	島田孝一ここに暮らす	四番町 2 番地 6
20	山本宣治終焉の地(光栄館跡)	神田神保町一丁目 103 番地先 区道植栽帯内
21	活字を用いた近代印刷普及の起点	神田和泉町 1 番地 和泉小学校
22	大久保主水ゆかりの地「主水河岸」	鍛冶町一丁目 6 番 14 号 泉陽 SY ビル

6 どのようなテーマで応募できるのか？

設置できるテーマは次に掲げる人物・出来事・建造物・著作物等です。応募後、審査委員会の審査を経て、区が設置の可否を決定します。

設 置 基 準	
(共通基準) ※下記の 1～5 を満たしていない場合には、事前に応募をお断りいたします。	
1	テーマが千代田区と関わりがある。
2	テーマが公序良俗に反していない。
3	テーマが政治的、宗教的に偏りが無い。
4	応募するテーマと同様の文化財関係標識等が区内に設置されていない。
5	テーマと関係のある（応募テーマの説明内容にふさわしい）場所が特定されており、その場所（土地または建物の一部）を無償で提供できる。
(テーマごとの基準) ※下記の 5～8 に該当するかを事前にお確かめ下さい。	
6	歴史的人物および建造物として一定の知名度がある。
7	テーマとなる人物は、死没後 50 年を経過している。
8	テーマとなる出来事は、歴史的事実として一般に認知されている。
9	テーマとなる著作物については、一定の知名度があり、次に掲げる著作物である。 ア 実名の著作物については、その著作者が著作物を創設した時点から死没後 50 年を経過したものである。 イ 無名・変名・団体名義の著作物については、公表後 50 年を経過している。 ウ 映画の著作物については、公表後 70 年を経過している。

7 応募から設置までの流れは？

① 事前相談



応募する前に、応募書類の案を作成し、直接お越しいただくか、メールまたはFAXで千代田区コミュニティ総務課までお送りください。
内容を確認の上、こちらからご連絡いたします。

② 応募書類の作成・提出



応募書類に必要事項をご記入の上、提出ください。随時受け付けます。
応募書類については6ページにてご確認ください。

③ 専門家の調査・審査委員会の審査



応募テーマについて、専門家が調査を行います。その後、審査委員会にて審査を行い、設置の可否について決定します。

※審査委員会の開催は年度内2回の予定です。令和元年度第一期審査委員会は9月下旬、第二期は3月末の開催を予定しています。

④ 区からの設置決定通知



審査委員会で決定後、「設置決定通知書」をお送りいたします。
設置が認められなかった場合もその旨を通知いたします。

⑤ プレートの製作



業者にプレートの製作を依頼します。

人物の場合の写真（著作権フリー等のもの）、プレートに掲載する
文案（掲載事項）は、原則申請者をご用意願います。

⑥ プレートの維持管理に関する協定



設置をする前に区と土地所有者等でプレートの維持管理に関する協定書を締結します。

⑦ 設置

区がプレートを設置します。設置場所については、事前に区と土地所有者等で協議を行い、決定します。

8 応募に必要な書類は？

応募書類は次のとおりです。

●応募に必要な書類●

- ①設置応募申請書 (11～12 ページ参照)
- ②まちの記憶保存プレート設置同意書 (13 ページ参照)
- ③プレートに記載したい写真
- ④その他必要に応じて提出する書類

※応募書類については、下記千代田区ホームページよりダウンロードできます。

HP : <http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/chome/kioku/index.html>

まちの記憶保存プレート設置同意書とは？

「まちの記憶保存プレート」は申請者から土地または建物の一部の提供を受け、設置するものです。以下のお手続きが必要になりますのでご注意ください。

- ① 土地または建物の一部を事前にご提供いただけることを確認するためにも、「まちの記憶保存プレート設置同意書」をご提出いただきます。
- ② 申請者が土地所有者等ではない場合には、土地所有者等が設置することに同意したうえで、上記書類をご提出いただきますようお願いいたします。また、土地所有者等は「まちの記憶保存プレートの設置、維持管理、撤去等に関する協定書」の内容を事前にご了承いただきますようお願いいたします。

プレートに記載する写真とは？

プレートには応募テーマに関連のある写真（著作権フリー等のもの）を掲載する必要があります。ついては、記載したい写真の画像ファイルをコミュニティ総務課指定のメールアドレスまでお送りください。

また、掲載したい写真について、図書館等に保管されている場合には、区が使用許可を行いますので、保管先の情報をご提供ください。

宛先：千代田区地域振興部コミュニティ総務課コミュニティ係 遠藤・村山

メールアドレス：komisoumu@city.chiyoda.lg.jp

9 いつ応募できるの？いつ頃設置できるの？

令和元年度の募集については、次のとおりです。審査委員会で審査を行い、区が設置の可否を決定します。応募する前に必ず事前相談を受けてください。

【令和元年度募集スケジュール】

募集受付期限	審査委員会	設置時期
第一期：令和元年8月30日（金）17時必着	令和元年9月下旬頃	令和2年4月～（予定）
第二期：令和2年2月14日（金）17時必着	令和2年3月下旬頃	

※ その他の時期でも随時受け付けますが、設置決定等は第一期・第二期に合わせますのでご了承ください。

※ 各設置時期は予定ですので、手続き等整い次第設置していきます。

10 設置後は具体的に何をすれば良いの？ 所有権はどうなるの？

設置後は、プレートの維持管理をお願いしております。維持管理等に関する役割については、次のとおりです。

	役 割
千代田区	① プレートの所有権を持ちます。
	② プレートを設置します。
	③ 土地所有者等の責めに帰すべき事由以外により、プレートが著しく損傷しまたは滅失した場合は、区が責任をもって修復または再設置します。
	④ 土地所有者等が建物の建て替え等することにより、現在設置されているプレートを撤去する必要がある場合は、区は責任をもって撤去します。
	⑤ プレートの定期点検を実施します。 ※上記②～⑤に掲げる作業に係る費用は区が負担します。
申請者 (土地所有等)	① プレートを設置する土地または建物の一部を無償で区に提供していただきます。
	② 設置場所付近を常時良好な状態で開放するとともに、プレートを善良な管理者の注意義務をもって管理してください。
	③ プレートの異常を発見した場合は区に速やかに連絡してください。
	④ 自らの責めに帰すべき事由によりプレートを著しく損傷しまたは滅失した場合は、責任をもって修復または再設置していただくことになります。

	修復または再設置に係る費用は土地所有者等の負担となります
	⑤ 所有する土地または建物に関して所有権の移転が生じる場合は、速やかに区に報告してください。
	⑥ 土地等所有者は、プレートのデザインや記載された内容を勝手に変更することはできません。
	⑦ プレート設置後もまちの記憶保存プレートの目的を理解し、啓発に努めていただきます。
申請者 (土地等所有者 ではない)	① 土地所有者等との協議により、プレートの維持管理を行うことになった場合には善良な管理者の注意義務をもって管理してください。
	② プレート設置後もまちの記憶保存プレートの目的を理解し、啓発に努めていただきます。

※設置後のプレートの維持管理について、申請者と土地所有者等が異なる場合には、維持管理およびそれに係る費用について事前に協議してください。

11 その他維持管理等に関する取り決めはどうなっているの？

その他維持管理に関する取り決めは次のようになっています。

Q	プレートを撤去したい場合はどうすれば良いの？
A	プレートの撤去については、次のいずれかに該当する場合に申し出ることができます。 ・ 区の責めに帰すべき事由により土地所有者等が損害または損失を被ったとき ・ その他、土地所有者等が必要と認めるとき 上記のいずれかに該当する場合には、区と土地建物所有者等が協議を行い、処置を決定します。
Q	区の判断で、プレートを撤去することはあるの？
A	区は、申請者または土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、プレートを撤去する場合があります。 ・ 申請内容に虚偽があったとき ・ 区に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき ・ 協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき ・ その他、区が必要と認めるとき
Q	プレートを設置している土地または建物について、所有権が移転した場合、どうすれば良いの？
A	速やかに区にご連絡ください。土地所有者等は、所有する土地または建物に関して所有権を第三者に移転する場合、基本的には継続的な設置を希望しますが、やむを得ない場合は区が責任をもってプレートを撤去します。

Q 相続等によるプレートに係る権利関係はどうなるの？

A 土地所有者等は、相続等によりプレートに係る権利関係を相続人に継承するものとします。
ただし、相続人が異議を唱えた場合は、区が責任をもってプレートを撤去します。

12 問い合わせ先は？

問い合わせ先は下記のとおりです。

千代田区地域振興部コミュニティ総務課コミュニティ係

TEL：03－5211－4180（直通）

FAX：03－3264－7989

MAIL：komisoumu@city.chiyoda.lg.jp

担当：村山・遠藤

記載例・記載要領

- 書類の作成は所定の書式を使用し、ボールペン等の消せない筆記用具で記入ください。
- 押印する印は私印になります。全ての書類に同一のものを押印してください。
- 誤って記入した場合は、訂正する箇所に二重線を引き、その上に正しい事項を記入し、訂正印を押印してください。
- 提出する書類はコピーを取り、写しを保管してください。

(まちの記憶保存プレート：第1号様式)

令和 年 月 日

千代田区長 殿

申請者 千代田 太郎 (私印)

住 所 千代田区九段南 1-2-1

連絡先 00-0000-0000

所属・役職等あれば、
ご記入ください。

千代田区まちの記憶保存プレート設置の応募について

千代田区まちの記憶保存プレート設置について、下記のとおり応募します。

記

1 応募するテーマ 「千代田 花子」ここに暮らす

2 設置を希望する場所

(1) 建物名称等 千代田ビル

(2) 住 所 千代田区九段南 1-2-1

(3) 建物等所有者 千代田 太郎 (私印)

応募するテーマが設置を希望する場所
とどのような関りがあるのかを必ず記
載してください。

3 設置を希望する理由

千代田花子は日本を代表する小説家で、日本の文学界に多大な影響を与えた人物です。以前より私が所有している千代田ビルの土地に「千代田花子が居を置いていた」と親族より聞き及んでおりました。上記テーマについて、まちの記憶保存プレートを設置することで、後世に伝えていきたいと考え、今回応募いたしました。

4 応募テーマの説明 (応募テーマが人物の場合の記載例)

応募テーマを審査するにあたり、詳細な情報を必要とします。該当応募テーマ項目について、できるだけ具体的にご記入ください。また、参考資料等を必ずご記入ください。	
人 物	
名 前	千代田 花子
職業・経歴	1900 年生まれ。現在の千代田区に生まれる。千代田大学文学部を卒業後、卒業後は『千代田文学』に属し、日本の近代文学を代表する数多くの作品を残した。
生年月日・死没日	出生日：1900 年 1 月 1 日 死没日：1950 年 1 月 1 日
功績・著作物等	小説『〇〇〇』 随筆『〇〇〇』 等
共 通 項 目	
人々に与えた影響	晩年は『〇〇社』を設立し、後の日本の近代文学を代表する小説家を輩出するなど日本の近代文学に多大な影響を与えた。
その他	千代田花子は福祉事業にも積極的に参加しており、貧しい子供への支援活動を積極的に行っていた等の小説家以外の一面を持っていた。

(参考にした資料)

参考資料(文献、ホームページ等)
をこちらにご記入の上、資料の写
しを添付してください。

千代田出版『〇〇〇』

5 添付書類

- (1) まちの記憶保存プレート設置同意書
- (2) 参考資料等
- (3) その他区が必要と認める書類

まちの記憶保存プレート設置同意書

所在地	千代田区九段南 1-2-1
建物名称	千代田ビル
設置可能部分	別紙のとおり
設置可能面積	別紙のとおり
特記事項	

提供可能部分が分かる配置図等を添付して下さい。

上記の土地または建物に、まちの記憶保存プレートを設置することを認めます。
また、別紙「まちの記憶保存プレートの設置、維持管理、撤去等に関する協定書」の内容を了承します。

千代田区長 殿

令和 年 月 日

上記の土地または建物を
所有する方

所有者 千代田 太郎 (私印)

住 所 千代田区九段南 1-2-1

連絡先 00-0000-0000